

金沢市の伝統的建造物群保存地区
～茶屋町（東山ひがし・主計町）～

金沢市

金沢の歴史的町並み保存

15世紀後半に起こった一向一揆の後、加賀の国は約百年の間「百姓ノ持チタル国」と称され、僧・土豪による一種の共和制による統治が行われた希有の地方でした。そのころこの国を掌握した本願寺が、天文15年（1546）に政庁として置いた金沢御堂を中心として、周辺に寺内町を形成していたものが金沢の起原と考えられています。そして、天正8年（1580）、織田信長の家臣であった佐久間盛政の攻撃によって金沢御堂は陥落、その3年後にこの地に入った前田利家を藩祖とする加賀藩の城下町建設により、今日に至る金沢の礎が築かれました。

前田氏は、慶長元年（1596）には加越能三国を領有することを許され、関ヶ原の戦を経て、二代藩主利長の頃には、加賀藩は、石高120万石余の大藩となりました。そして、5代藩主綱紀の時代である17世紀後半には早くも現在の市街地中心部（旧市街地）の原形となる城下町が完成し、当時としては、江戸、大坂、京都に次ぐ大都市として、今日に受け継がれる工芸や芸能に代表される伝統文化の基礎が形成されることとなったのです。以来今日まで、戦火や大きな災害に見舞われることがなかったことにより、数多くの歴史的町並みや用水、みちすじなど城下町特有の遺構が今もなお町のいたるところに残されています。

金沢市では、これらの優れた歴史的風土と自然景観を守り、後世へと引き継ぐため、昭和43年全国に先駆けて「金沢市伝統環境保存条例」を定め、市内の代表的な歴史景観と地形を彩る自然景観の保全に努めてきました。この条例は平成元年に「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」、平成21年には「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」へと受け継がれ、現在は「伝統環境保存区域」とともに、「伝統環境調和区域」、「近代的都市景観創出区域」を設定し、保存と開発の調和のとれた都市景観を形成するためのきめ細かい総合的な取り組みを進めています。

一方、旧城下を始めとした各地に残る歴史的な町並みについては、金沢の歴史を受け継ぐ貴重な遺産として、平成6年に「金沢市こまちなみ保存条例」を定め、保存に努めています。

「こまちなみ」とは、「歴史（古）を感じさせるちょっとした（小）いいまちなみ」という意味を込めて名付けたものですが、城下町らしい武士の居住地や町人衆が町家を連ねた町人地など、9区域（平成26年4月現在）が指定されています。

このように金沢市独自の制度による保存策を進めてきた結果、金沢は今日でも全国有数の歴史的町並みを残す都市であることが評価されています。とりわけ旧北国街道下口の卯辰山山麓に茶屋町として開かれた「ひがし」は、今も特徴ある茶屋様式町家が美しく保たれた貴重な町並みであることから、金沢市では、平成13年5月に文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区として定め、同年11月には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。引き続いて平成15年4月には、同じく茶屋町として浅野川の畔に位置する「主計町」についても伝統的建造物群保存地区として定め、平成20年6月に重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。また、平成23年4月には、卯辰山山麓寺院群を主体とし寺社と町家が混然一体となった町並みが残る「卯辰山麓」を伝統的建造物群保存地区として定め、同年11月には「寺町」という種別として初めての重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。平成24年4月には「卯辰山麓」に引き続き、旧野田道と旧鶴来道を軸として形成された寺町寺院群を主体とした「寺町台」を伝統的建造物群保存地区として定め、同年12月には重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。今後はいずれも「町並みの文化財」として一層充実した保存施策を進めていくこととしています。

町並み保存区域指定図

伝統的建造物群保存地区
(4地区)

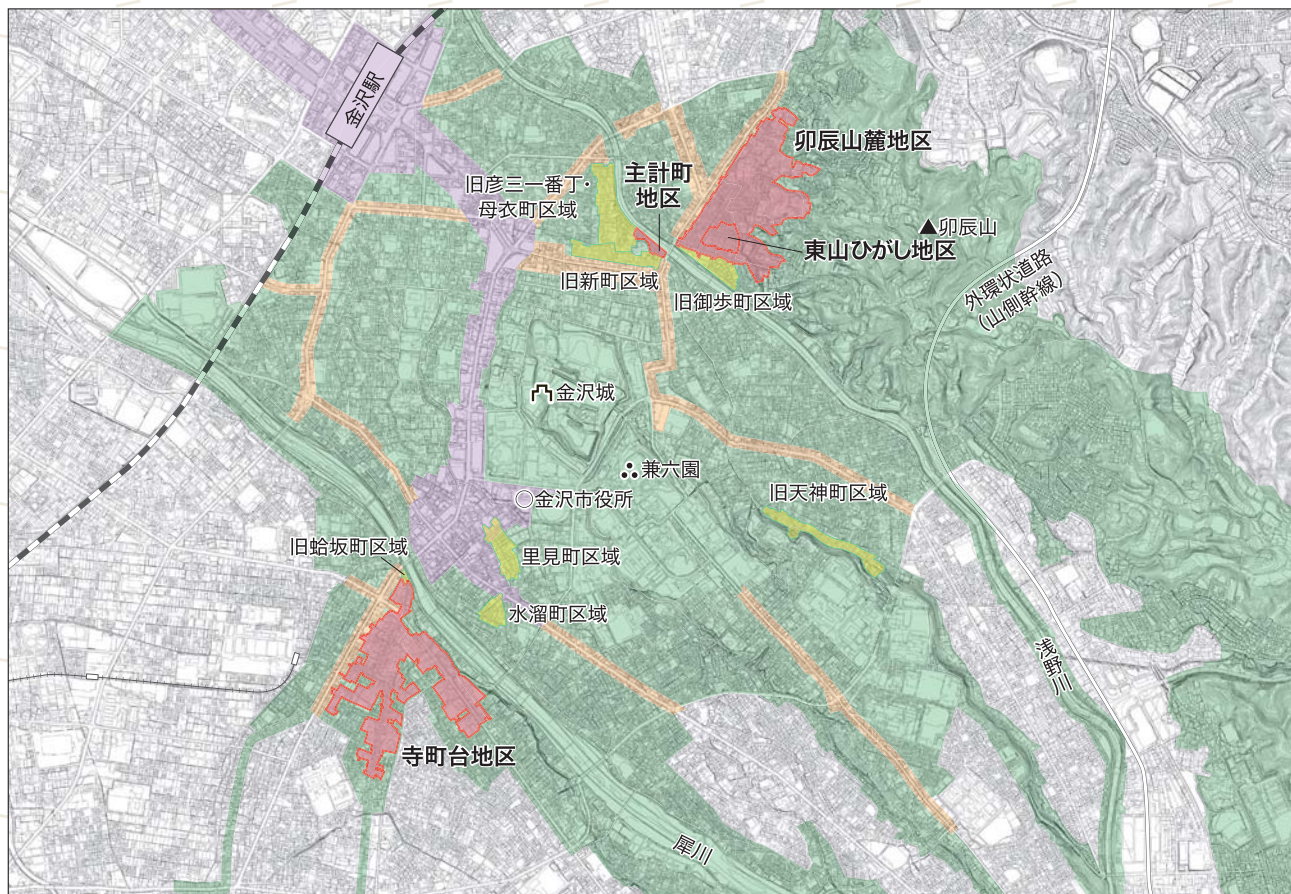
こまちなみ保存区域
(9区域)

景観条例による景観形成区域

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域



卯辰山西麓の浅野川近くに茶屋町が設けられたのは、文政3年（1820）のことでした。犀川外れの「にし」とともに開設が公許されたもので、卯辰茶屋町とも浅野川茶屋町とも呼ばれました。そのころこのあたりは、城下から越中を結ぶ北国街道の下口として人や物質が行き交うとともに、観音院を始めとした卯辰山山麓の寺社で行われる行事や河原の歌舞伎小屋、曲芸、軽業などの見世物小屋を訪れ、門前町の茶屋で楽しむ人々などで大いににぎわっていました。加賀藩は、ついにこのような町人たちの風俗を取り締まり、武家社会の治安を保つことを目的に、この年の3月、地域を限った茶屋町を正式に認めたのでした。

このとき従来の町割がまったく改められたことを、前後の町割図を比較することで知ることができます。文化8年（1811）の町絵図によれば、このあたりは卯辰山から流れ下る八幡川を中心にみちすじが開かれていましたが、その9年後の茶屋町創設時の地割図を見ると、一帯を取りつぶして新たに町が造られたことがわかります。そのときこの八幡川はそのままにされたことから、今も家々の床下を貫いて残っています。

藩による開設の命から約半年後の10月には早くも一部の茶屋が開業し、そのころの様子が「文政三年庚辰初冬徒町御会所御渡之図」に表されています。それによると、南北約100m東西約180mの範囲に約90軒あまりの茶屋が建ち並び、表と裏には冠木門の木戸が設けられるなど、茶屋町特有の様子が描かれています。

その後、茶屋町は天保2年（1831）に一旦廃止となったものの、幕末の慶応3年（1867）には再び公認されました。明治以降は「東新地」「ひがし」と呼ばれ市内随一の格式とにぎわいを誇る茶屋町として、今日に至るまで金沢の茶屋文化を受け継いできています。



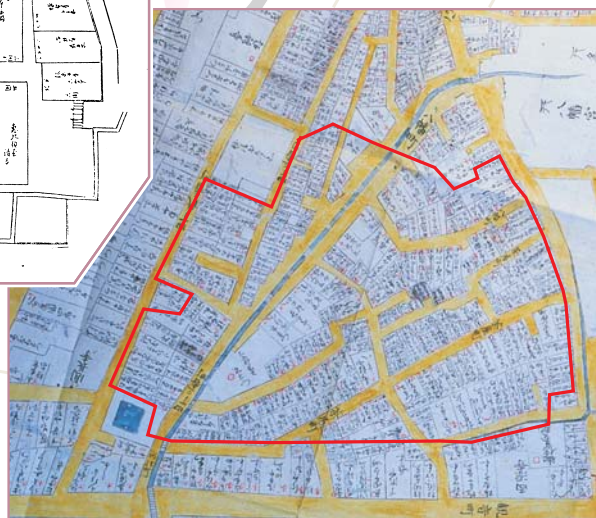
東新地絵図〔慶応年間〕

金沢市立玉川図書館蔵

浅野川茶屋町
創立時の町割



文政三年庚辰初冬徒町御会所御渡之図〔1820〕

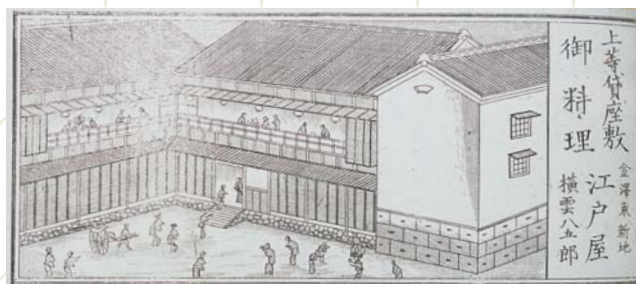
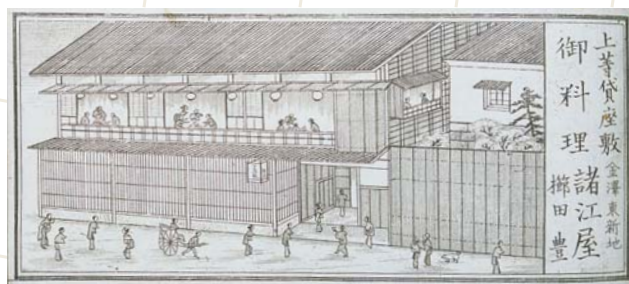


文化八年金沢町絵図（部分）〔1811〕

金沢市立玉川図書館蔵



明治38年頃の東新地（旧二番丁通り）



明治初期の茶屋の姿絵

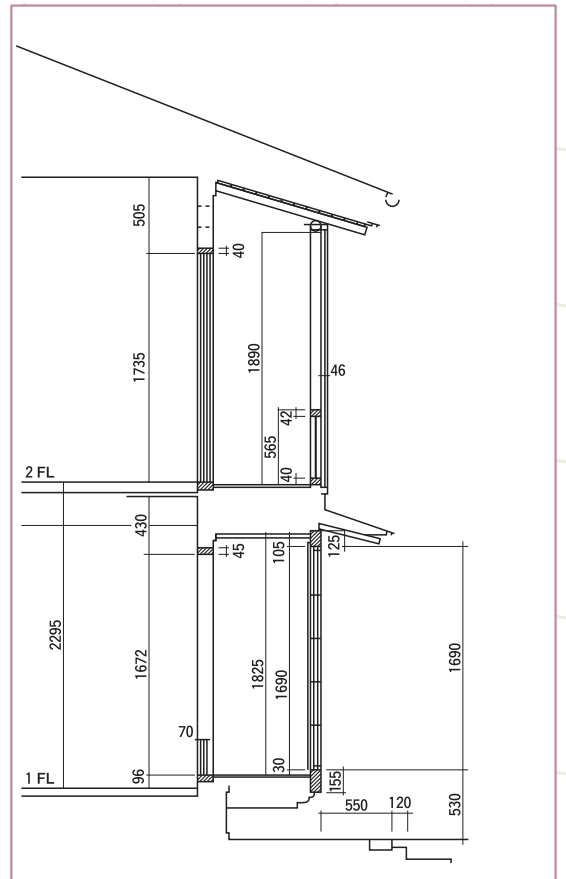
「石川県下商工便覧」明治21年刊 石川県立歴史博物館蔵

「ひがし」では、二階の高い揃った町並みが特徴です。金沢では、藩政期の一般の町家は、二階の正面には座敷を設けませんでした。そのため、二階の表をむしこ窓、格子窓や出格子窓とするものが多いのですが、これに対して、「ひがし」の建物は、茶屋として建築当初から正面に座敷を造り、その二階座敷の外側に、通りに面して凝った意匠の勾欄と張り出しの縁側を設けて、吹き放しとしています。当時、このような二階は特に茶屋町だけに許された建て方でしたので、それらが連なる様子は茶屋町独特の姿を見せることになりました。

一階正面店の間の表は、弁柄（ベンガラ）塗りの出格子です。金沢では目の細かい弁柄塗りの木格子を「木虫籠（キムスコ・キムシコ）」と呼び、古い形式と考えられています。表に細かい縦棧を密に打ち、その断面を外側の広い台形として、外からは見えにくく、内からは良く外が見通せる工夫を凝らしたものが特に古い形式です。弁柄塗りの繊細で優美な「木虫籠」には、人々の知恵が込められているのです。

二階の縁先に設けられる雨戸も特徴的です。そのもっとも古い形式は、最上部を紙張りにした板戸で、近年までわずかですが使われていました。また、中央よりやや高い位置にガラスを入れたものが次に古い形式で、腰付きのガラス戸がその後現れたものと考えられています。これらの雨戸と二階正面脇にそのための戸袋を備えた姿は、一般の町家と大きく異なる茶屋建築特有の姿といえます。

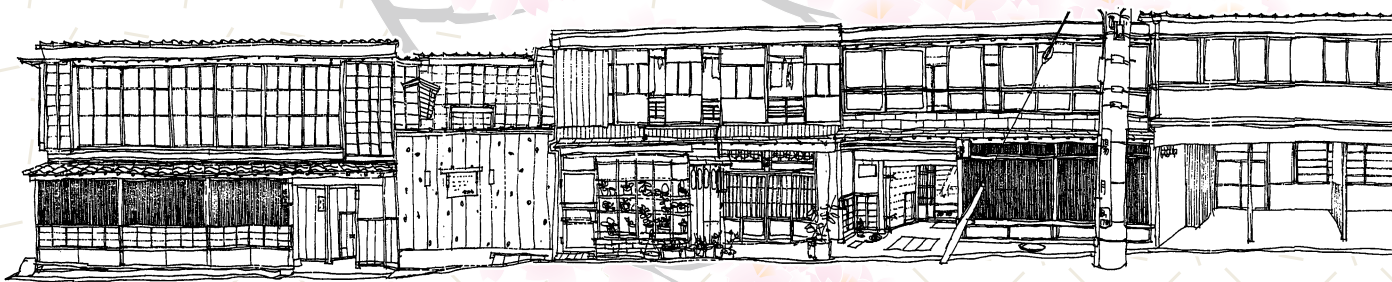
京都・祇園の茶屋町と並び、これら江戸時代後期から明治初期にかけての茶屋建築がまともに残されている「ひがし」は、日本の華麗な茶屋文化を今に伝える貴重な町並みです。



茶屋様式前面断面図参考図



代表的な木虫籠





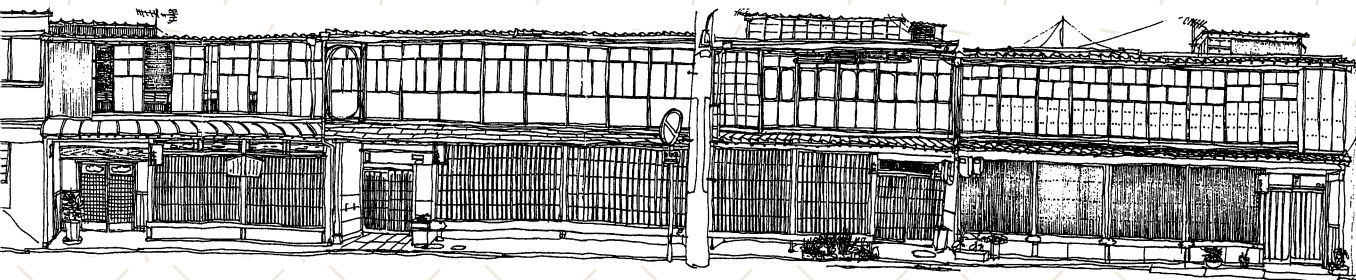
旧二番丁通り北側の町並み



旧三番丁通り南側の町並み



二階縁側と勾欄



昭和56年頃の旧二番丁通り北側の町並み

主計町は、その町名の由来を慶長期（1596～1615）の加賀藩重臣である富田主計重家の屋敷があったことにちなむとされています。近世の比較的早い時期から町人地の町並みが形成されていたことが、当時の絵図などからうかがわれ、地区内で浅野川に注ぐ西内惣構堀を挟んで、武士の居住地と隣接していました。この由緒ある町名も、昭和45年に「尾張町2丁目」と変更されていましたが、平成11年に全国で初めて旧町名である「主計町」が復活されました。



大正初年頃の主計町

近世における茶屋町としての性格の発祥や時期は必ずしも明確ではありませんが、文化・文政期から天保期にかけて（1804～1843）の様子を記した文献には、西に隣接する母衣町に芸妓衆が住まい、宿屋などが立地していたことなども記されており、この地は、金沢城下から北国街道下口が発する浅野川大橋のたもとにあって、浅野川の水運とともに人や物資が行き交う大変繁華な場所として、茶屋町に近い性格を帯びた所として形成されてきたと考えられています。

明治期以降の資料によれば、主計町は、茶屋町として公式の免許地であったことはないものの、東・西・北の各茶屋町とあわせて、主計町の茶屋や芸妓が紹介されていることから、実質的には茶屋町として成立していたことがうかがわれます。この明治期の界わいの様子は、隣接の下新町に生まれ育った泉鏡花の多くの作品に描かれるところとなりました。

主計町がその最盛期を迎えた昭和初年頃には、幕末まで武士の居住地であった西内惣構堀西側に料理屋や演舞場を始めとして茶屋が立地し、主計町全体が茶屋町として成立していたことが確認できます。

その総数は48軒を数え、地区内のほとんどの建物が茶屋として利用されていました。また、この頃までに、従前の二階建てから三階建てへの増築や石置板ぶき屋根をかわらぶきとする改装が多く行われ、今日に伝わる特徴ある町並みが形成されました。

主計町は、そのころ浅野川の畔に軒を連ねた茶屋が、その灯を川面に写し、行き交う人々で賑わった様子を、そこに息づく伝統文化に彩られたなりわいとともに、今も美しく伝えています。



主計町演舞場

主計町本通り
浅野川の清流に臨みて上に大橋あり
喜陽櫻樹は街側に繁りて春は花咲亂れ軒灯此を照し水に映じて美観言はん方なし



昭和初期の風景（「金城名花揃」昭和4年 紅燈社刊より）

主計町の建築と町並み

「主計町」は、「ひがし」と同じ茶屋町として、城下町金沢の中でも今なお特に落ち着いたたたずまいを残しています。一階を揃いの出格子とし、正面全体を開放する背の高い二階を持つ建物が軒を連ねた様子は、茶屋町特有の雰囲気があります。

茶屋建築としての特徴は、おおよそ「ひがし」と共通していますが、「ひがし」が古い時期の様子を良く残していることに対して、「主計町」は時代による変化が大きかったことをうかがい知ることができます。明治中期に写された界わいの写真では、「ひがし」でももっとも古い形式とされる、最上部を紙張りにした板戸の雨戸を備える二階建ての建物が、浅野川に面した通りに立ち並ぶ様子を見ることができます。そしてこれらの建物は、その後明治後期から昭和戦前期にかけて多くが三階建に増築されるとともに、二階以上に大きなガラス窓を備えて景色を取り込む工夫がなされた



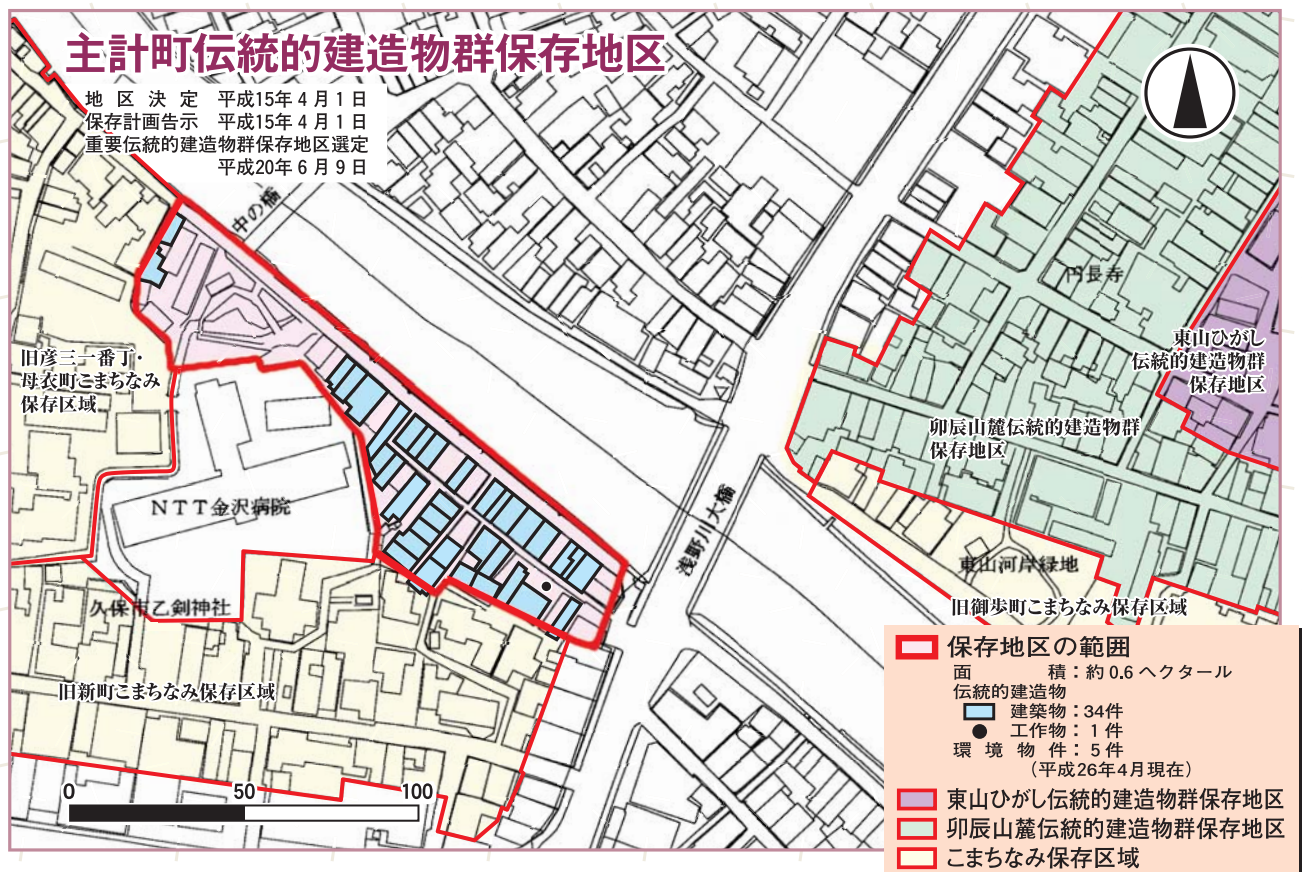
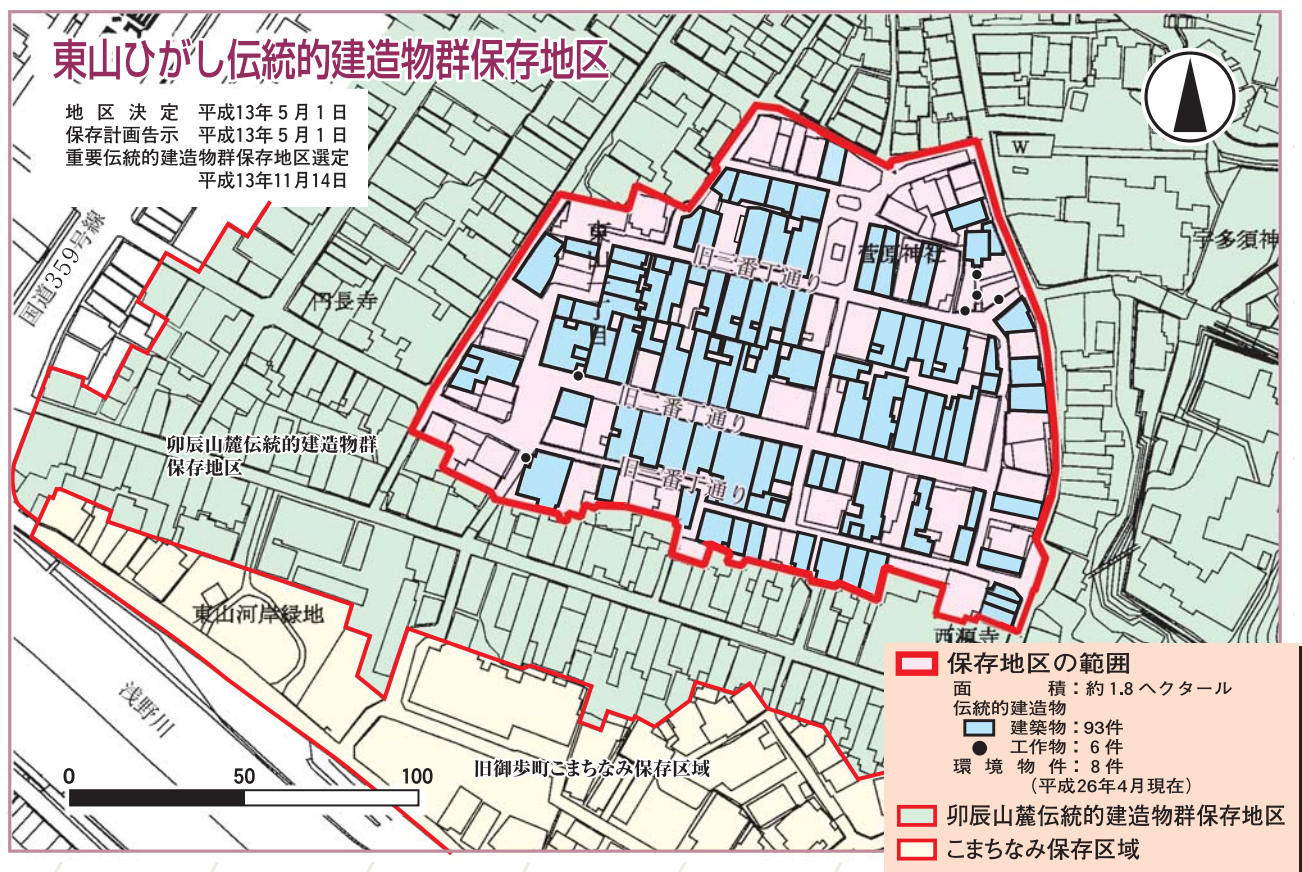
姿を今日見せています。これは、この地区が最も繁栄した大正期から昭和戦前期の時代相を良く伝えているものといえます。

一方、浅野川沿いを入った奥の街区には、これらの変化を受けない石置板ぶき屋根当時の勾配のままに、旧来の形式を維持したものも残っています。

これらの茶屋様式町家の集積は、川畔に成立した茶屋町としての特徴を今に伝える、国内でも数少ない貴重な町並みです。



伝統的建造物群保存地区区域図



伝統的建造物群保存地区内で建築等を行う場合は、次のような基準に合わせて行っていただく必要があります。

東山ひがし・主計町伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物の修理基準

主として、その外観を維持、整備又は復元するための修理とする。

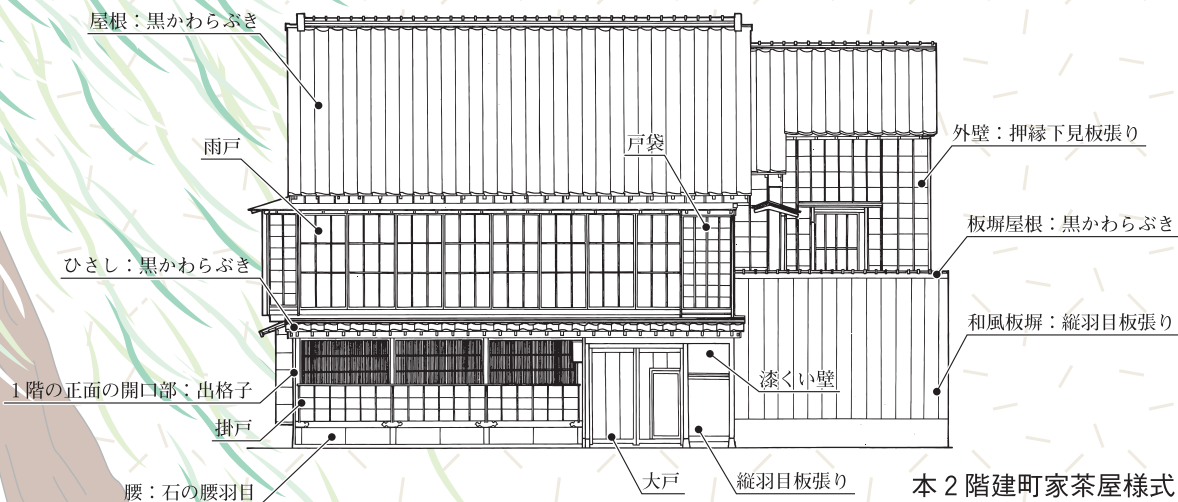
(修理参考例)

1. 建築物の修理

名 称	構 造	位 置	様 式		材 料	色 彩
			屋根及びひさし	外壁及び開口部		
本2階建町家茶屋様式	木造真壁造り2階建平入りを原則とする。 ただし、一部3階建のときは前面道路に面する部分は2階建とし、又は3階の部分は前面道路から見えないよう後退させる。 2階の縁側は、張出しとする。	外壁の位置及び軒線は、伝統的建造物に揃える。	(1) 屋根は切妻で黒かわらぶき、黒系金属板ぶき又は銅板ぶきとし、軒裏はたる木及び野地板をあらわしにする。 金属板ぶき及び銅板ぶきとするときは、軒先にカザガエシを備える。 (2) ひさは黒かわら（一文字軒先かわら）ぶき、金属板一文字ぶき又はその他の伝統的様式によることとし、軒裏はたる木及び野地板をあらわしにする。	(1) 外壁は、押縁下見板張り又は腰縦羽目板張りとする。 (2) 1階の正面で玄関以外の開口部は出格子又は平格子とし、格子の腰は石の腰羽目、つか柱又は持ち送りとする。 (3) 玄関は、大戸又は引込み格子戸、漆くい壁又はじゅ楽壁及び腰縦羽目板張り、腰下見板張りその他の板張りによって構成する。 (4) 2階の正面は、縁側に欄干を設け、腰高ガラス掃き出し窓又は雨戸及び戸袋で構成する。 (5) 雨戸は、上部障子窓、ガラス窓又は欄間付縦張り板戸とする。	石、木、土、漆くい、弁柄等の伝統的材料を用いる。	木部は、弁柄塗り、生地仕上げその他これらに類する仕上の色彩とする。
本2階建町家様式	木造真壁造り2階建平入りを原則とする。 ただし、一部3階建のときは前面道路に面する部分は2階建とし、又は3階の部分は前面道路から見えないよう後退させる。	外壁の位置及び軒線は、伝統的建造物に揃える。	(1) 屋根は切妻で黒かわらぶき、黒系金属板ぶき又は銅板ぶきとし、軒裏はたる木及び野地板をあらわしにする。 金属板ぶき及び銅板ぶきとするときは、軒先にカザガエシを備える。 (2) ひさは黒かわら（一文字軒先かわら）ぶき、金属板一文字ぶき又はその他の伝統的様式によることとし、軒裏はたる木及び野地板をあらわしにする。	(1) 外壁は、押縁下見板張り又は腰縦羽目板張りとする。 (2) 1階の正面の開口部は、出格子若しくは平格子又は引込み格子戸、引違格子戸若しくは腰高ガラス引違戸とする。 (3) 2階の正面の開口部は、出格子窓、平格子窓又はガラス引違窓とする。	石、木、土、漆くい、弁柄等の伝統的材料を用いる。	木部は、弁柄塗り、生地仕上げその他これらに類する仕上の色彩とする。

2. 塀の修理

名 称	構 造	様 式		材 料	色 彩
		屋 根	壁 面		
屋根小壁付和風板塀	木造真壁造りとする。	屋根は、黒かわらぶき、銅板ぶき又は板ぶきとする。	小壁は漆くい壁又はじゅ楽壁とし、下部は縦羽目板張りとする。	石、木、土、漆くい、弁柄等の伝統的材料を用いる。	木部は、弁柄塗り、古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上の色彩とする。
和風板塀	木造とする。	屋根を設けるときは、黒かわらぶき、銅板ぶき又は板ぶきとする。	壁は、縦羽目板張りとする。	木とする。	木部は、弁柄塗り、古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上の色彩とする。



本2階建町家茶屋様式

東山ひがし伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物以外の建築物等の修景基準

1. 建築物の外観の様式、材料及び色彩の基準

名 称	構 造	位 置	様 式		材 料	色 彩
			屋根及びひさし	外壁及び開口部		
本2階建町家茶屋様式	木造2階建平入りを原則とする。ただし、一部3階建のときは前面道路に面する部分は2階建とし、又は3階の部分は前面道路から見えないよう後退させる。2階の縁側は、張出しとする。	外壁の位置及び軒線は、伝統的建造物に揃える。	(1) 屋根は切妻で黒かわらぶき、黒系金属板ぶき又は銅板ぶきとし、軒裏はたる木及び野地板をあらわしにする。屋根勾配は、伝統的建造物に準じたものとする。 金属板ぶき及び銅板ぶきとするときは、軒先にカザガエシを備える。 (2) ひさは黒かわら（一文字軒かわら）ぶき、金属板一文字ぶき又はその他の伝統的様式によることとし、軒裏はたる木及び野地板をあらわしにする。	(1) 外壁は、押縁下見板張り又は腰縦羽目板張りとする。 (2) 1階の正面で玄関以外の開口部は出格子又は平格子とし、格子の腰は石の腰羽目、つか柱又は持ち送りとする。 (3) 玄関は、大戸又は引込み格子戸、漆くい壁又はじゅ楽壁及び腰縦羽目板張り、腰下見板張りその他の板張りによって構成する。 (4) 2階の正面は、縁側に欄干を設け、腰高ガラス掃き出し窓又は雨戸及び戸袋で構成する。 (5) 雨戸は、上部障子窓、ガラス窓又は欄間付縦張り板戸とする。	石、木、土、漆くい、弁柄等の伝統的材料を用いる。	木部は、弁柄塗り、生地仕上げその他これらに類する仕上げる色彩とする。
本2階建町家様式	木造2階建平入りを原則とする。ただし、一部3階建のときは前面道路に面する部分は2階建とし、又は3階の部分は前面道路から見えないよう後退させる。	外壁の位置及び軒線は、伝統的建造物に揃える。	(1) 屋根は切妻で黒かわらぶき、黒系金属板ぶき又は銅板ぶきとし、軒裏はたる木及び野地板をあらわしにする。屋根勾配は、伝統的建造物に準じたものとする。 金属板ぶき及び銅板ぶきとするときは、軒先にカザガエシを備える。 (2) ひさは黒かわら（一文字軒かわら）ぶき、金属板一文字ぶき又はその他の伝統的様式によることとし、軒裏はたる木及び野地板をあらわしにする。	(1) 外壁は、押縁下見板張り又は腰縦羽目板張りとする。 (2) 1階の正面の開口部は、出格子若しくは平格子又は引込み格子戸、引違格子戸若しくは腰高ガラス引違戸とする。 (3) 2階の正面の開口部は、出格子窓、平格子窓又はガラス引違窓とする。	石、木、土、漆くい、弁柄等の伝統的材料を用いる。	木部は、弁柄塗り、生地仕上げその他これらに類する仕上げる色彩とする。
和風邸宅様式	木造平屋建又は本2階建とし、塀及び門を備える。		(1) 屋根は切妻又は寄棟で黒かわらぶきとし、軒裏はたる木及び野地板をあらわしにする。 (2) ひさは黒かわらぶき、金属板一文字ぶき又はその他の伝統的様式によることとし、軒裏はたる木及び野地板をあらわしにする。	(1) 外壁は、押縁下見板張り又は腰縦羽目板張り及び漆くい壁、じゅ楽壁又はこれに準ずるものとする。 (2) 1階の開口部は、出格子窓、平格子窓又はガラス引違窓及び引込み格子戸又は引違格子戸とする。 (3) 2階の開口部は、出格子窓、平格子窓又はガラス引違窓とする。	石、木、土、漆くい、弁柄等の伝統的材料を用いる。	木部は、生地仕上げ、古色仕上げその他これらに類する仕上げる色彩とする。

2. 塀、門及び垣の外観の様式、材料及び色彩の基準

	名 称	構 造	様 式		材 料	色 彩
			屋 根	壁 面		
塀	屋根小壁付和風板塀	木造真壁造りとする。	屋根は、黒かわらぶき、銅板ぶき又は板ぶきとする。	小壁は漆くい壁又はじゅ楽壁とし、下部は縦羽目板張りとする。	石、木、土、漆くい、弁柄等の伝統的材料を用いる。	木部は、弁柄塗り、古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げる色彩とする。
	屋根欄間付和風板塀	木造真壁造りとする。	屋根は、黒かわらぶき、銅板ぶき又は板ぶきとする。	上部は飾り欄間とし、下部は縦羽目板張りとする。	石、木、土、漆くい、弁柄等の伝統的材料を用いる。	木部は、弁柄塗り、古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げる色彩とする。
	和風塗塀	木造真壁造りとする。	屋根を設けるときは、黒かわらぶき、銅板ぶき又は板ぶきとする。	壁は、漆くい壁又はじゅ楽壁とする。	石、木、土、漆くい、弁柄等の伝統的材料を用いる。	木部は、弁柄塗り、古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げる色彩とする。
	和風板塀	木造とする。	屋根を設けるときは、黒かわらぶき、銅板ぶき又は板ぶきとする。	壁は、縦羽目板張りとする。	木とする。	木部は、弁柄塗り、古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げる色彩とする。
門	腕木門	木造で出桁を持つ。	屋根は、黒かわらぶき又は銅板ぶきとし、軒裏はたる木及び野地板をあらわしにする。	欄間、漆くい壁、じゅ楽壁、縦羽目板張り、杉皮張り等とする。	石、木、土、漆くい、弁柄等の伝統的材料を用いる。	木部は、弁柄塗り、古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げる色彩とする。
垣	竹垣	四目垣、建仁寺垣その他これらに類する竹垣とする。			木及び竹とする。	
	生け垣	和風生け垣			あらかし、うばめかし、かなめもち、さざんか、さつき、まさき等の和風の樹種とする。	

主計町伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物以外の建築物等の修景基準

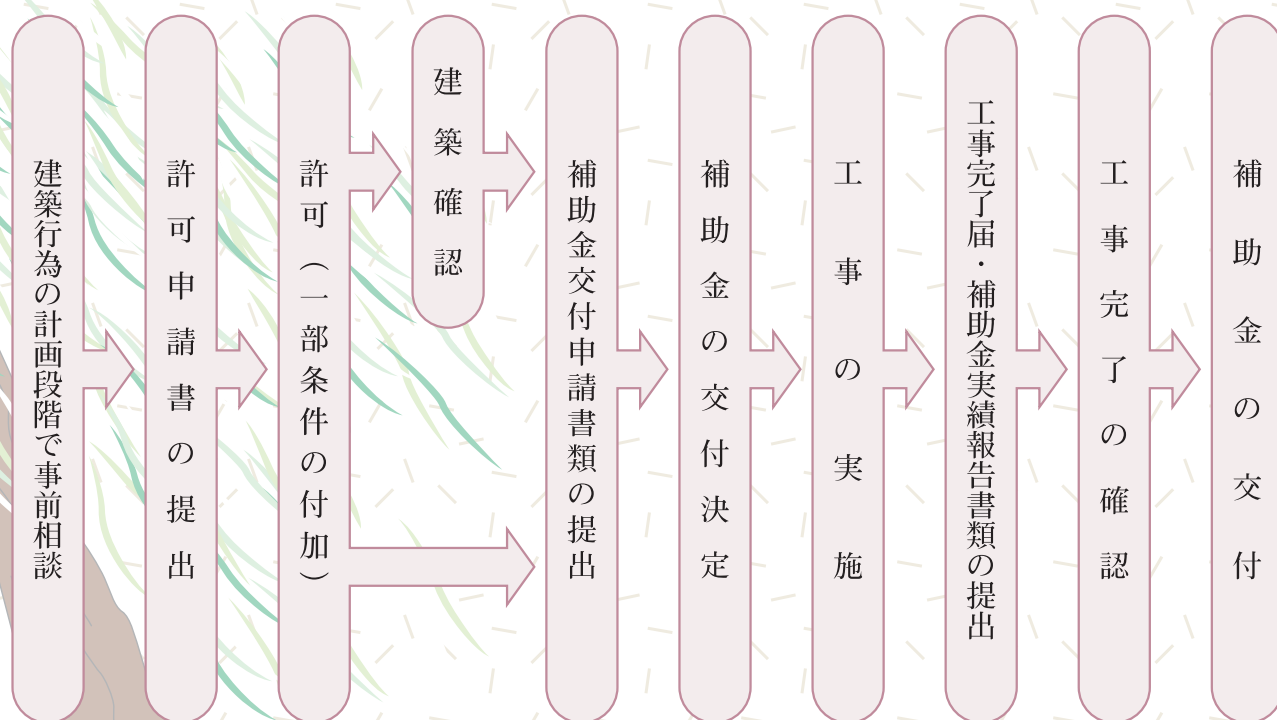
1. 建築物の外観の様式、材料及び色彩の基準

名 称	構 造	位 置	様 式		材 料	色 彩
			屋根及びひさし	外壁及び開口部		
町家茶屋 様式	原則として木造とし、2階建又は3階建平入りとする。ただし、3階建のときは、3階の部分は正面から後退させる。	外壁の位置及び軒線は、伝統的建造物にできる限り揃える。	(1) 屋根は切妻で黒かわらぶき、黒系金属板ぶき又は銅板ぶきとし、原則として軒裏はたる木及び野地板をあらわしにする。屋根勾配は、伝統的建造物に準じたものとする。 (2) ひさしは黒かわら（一文字軒先かわら）ぶき、金属板一文字ぶき又はその他の伝統的様式によることとし、原則として軒裏はたる木及び野地板をあらわしにする。	(1) 外壁は、押縁下見板張り及び漆くい壁又はじゅ楽壁その他これらに類するものとする。 (2) 1階の正面で玄関以外の開口部は出格子又は平格子とし、格子の腰は石の腰羽目又はつか柱とする。 (3) 玄関は、大戸又は引込み格子戸、漆くい壁又はじゅ楽壁及び腰縦羽目板張り、腰下見板張りその他の板張りによって構成する。 (4) 2階の正面は、縁側に欄干を設けるように努めるとともに、腰高ガラス掃き出し窓若しくは腰高ガラス窓又は雨戸及び戸袋で構成する。 (5) 雨戸は、上部障子窓、ガラス窓又は欄間付縦張り板戸とする。	石、木、土、漆くい、弁柄等の伝統的材料を用いることを基本とする。	木部は、弁柄塗り、生地仕上げその他これらに類する仕上げの色彩とする。
和風邸宅 様式	木造平屋建又は木2階建とし、塀を備える。		(1) 屋根は切妻又は寄棟で黒かわらぶきとし、軒裏はたる木及び野地板をあらわしにする。 (2) ひさしは黒かわらぶき、金属板一文字ぶき又はその他の伝統的様式によることとし、軒裏はたる木及び野地板をあらわしにする。	(1) 外壁は、押縁下見板張り又は腰縦羽目板張り及び漆くい壁、じゅ楽壁又はこれに準ずるものとする。 (2) 1階の開口部は、出格子窓、平格子窓又はガラス引違窓及び引込み格子戸又は引違格子戸とする。 (3) 2階の開口部は、出格子窓、平格子窓又はガラス引違窓とする。	石、木、土、漆くい、弁柄等の伝統的材料を用いることを基本とする。	木部は、生地仕上げ、古色仕上げその他これらに類する仕上げの色彩とする。

2. 塀、門及び垣の外観の様式、材料及び色彩の基準

名 称	構 造	様 式		材 料	色 彩
		屋 根	壁 面		
塀	和風塗塀	木造真壁造りとする。	屋根を設けるときは、黒かわらぶき、銅板ぶき又は板ぶきとする。	石、木、土、漆くい、弁柄等の伝統的材料を用いる。	木部は、弁柄塗り、古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げの色彩とする。
	和風板塀	木造とする。	屋根を設けるときは、黒かわらぶき、銅板ぶき又は板ぶきとする。	木とする。	木部は、弁柄塗り、古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げの色彩とする。
門	腕木門	木造で出桁を持つ。	屋根は黒かわらぶき又は銅板ぶきとし、軒裏はたる木及び野地板をあらわしにする。	欄間、漆くい壁、じゅ楽壁、縦羽目板張り、杉皮張り等とする。	石、木、土、漆くい、弁柄等の伝統的材料を用いることを基本とする。
垣	竹垣	四目垣、建仁寺垣その他これらに類する竹垣とする。		木及び竹とする。	
	生け垣	和風生け垣		あらかし、うばめかし、かなめもち、さざんか、さつき、まさき等の和風の樹種とする。	

現状変更、補助金交付の手続き



事業名		対 象 事 業	補助率	限 度 額
区 分	種 類			
伝統的 建造物	建 築 物	外観、屋根及び構造耐力上主要な部分の修理工事 （老朽電気配線の更新含む）	80%	1,500万円
		構造耐力上主要な部分の補強工事	90%	500万円
		格子の修理工事	90%	—
		病虫害（白アリ等）の防除工事	80%	50万円
		防災設備の整備	90%	—
	工 作 物	修理工事	80%	—
病虫害（白アリ等）の防除工事		80%	50万円	
一 般 建造物	建 築 物	外観及び屋根の修景工事	70%	700万円
		格子の修景工事	90%	—
		病虫害（白アリ等）の防除工事	80%	50万円
		防災設備の整備	90%	—
	工 作 物	修景工事	70%	—
		病虫害（白アリ等）の防除工事	80%	50万円
環 境 物件等	特定物件	復旧工事	80%	—
	上記以外	樹木の剪定及び病虫害の防除工事	80%	—
		生垣の整備等の修景工事	80%	—
保存団体の活動		保存団体による活動並びに防災資機材の整備及び維持管理等	50%	100万円
駐車場の借上げ		地区内に居住し自宅敷地内に駐車施設を持たない者の 地区外の駐車場の借上げ（各世帯1台分に限る）	50%	1ヶ月につき 5千円
空き家の借上げ		地区内の空き家に居住するための借上げ （最初の1年間に限る）	50%	20万円

金沢市伝統的建造物群保存地区保存整備事業費補助金交付要綱(平成13年告示第161号)による
※工事に係る経費には設計・監理費を含めることができる

文化財保護法（抄）

昭和25年 5月30日 法律第214号
平成23年 5月 2日 最終改正

（伝統的建造物群保存地区）

第142条 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第1項又は第2項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

（伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護）

第143条 市町村は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条又は第5条の2の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

（略）

（重要伝統的建造物群保存地区の選定）

第144条 文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部が我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

（以下略）

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（抄）

昭和52年 3月28日 条例第2号
平成23年 9月22日 最終改正

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）

第143条第1項の規定に基づき、伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制、その他その保存のために必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第2条第1項第6号に掲げる伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）をいう。

（保存計画）

第3条 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条の規定により保存地区に係る都市計画の決定があったときは、金沢市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。

2 前項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件の決定に関する事項
- (3) 保存地区内における建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の保存整備計画に関する事項
- (4) 保存地区内における建築物等及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに保存地区の環境の整備に関する事項

3 教育委員会は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、保存計画を変更する場合について準用する。

（現状変更行為の制限）

第4条 保存地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転又は除却
ア 仮設の工作物
イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
- (3) 次に掲げる木竹の伐採

- ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採
- エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- オ 仮植した木竹の伐採

(4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

- ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- イ 石川県公安委員会又は市長が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

3 市長及び教育委員会は、第1項の規定による許可をするに当たり、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

（許可の基準）

第5条 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準（市長にあつては、第8号に定める基準）に適合しないものについては、同条同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、これらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転（当該保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、これらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第4号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までに掲げる行為については、これらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

（国の機関等に関する特例）

第6条 第7条 （略）

（許可の取消し等）

第8条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の規定によつてした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを銘ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
- (3) 第4条第3項の規定により許可した付した条件に違反した者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項の規定による許可を受けた者

（経費の補助等）

第9条 市長は、保存地区内における建築物等及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、予算の範囲内において、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該建築物等若しくは物件の所有者、管理者若しくは占有者に対しその経費の一部を補助することができる。

（審議会の設置等）

第10条 第12条 （略）

（罰則）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第8条の規定に基づく命令に違反した者

（両罰規定）

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。

（委任）

第15条 この条件の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が定める。

附則

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

2 （略）



金沢市の伝統的建造物群保存地区
～茶屋町(東山ひがし・主計町)～
平成26年4月発行

金沢市都市政策局歴史文化部
歴史建造物整備課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL (076) 220-2208 FAX (076) 224-5046

e-mail rekiken@city.kanazawa.lg.jp

スケッチ協力 平井 聖